

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 %-(または 円)- (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 %-(または 円)- 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 %-(または 円)- 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

37-ユ-300139

事業所の名称及び所在地

技術者紹介センター

〒763-0093 香川県丸亀市郡家町 3338 ゆうゆう館 C 棟 203・205 号室

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 30 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 80%返金
- ・入社後 60 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 90 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 20%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号

37-ユ-300139

事業所の名称及び所在地

技術者紹介センター

〒763-0093 香川県丸亀市郡家町 3338 ゆうゆう館 C 棟 203・205 号室